

機密等級：

洩露、交付、毀棄、損壞、隱匿或遺失國家機密，依法究辦。

# 駐日本代表處電報

專號：JPN063

第 1 頁

流水號時間：47757

AUG 22 -8 59

日期：98.08.21

方式：E F

本電：電文 1 頁，附件 6 頁，共 7 頁

擬辦		批示	
----	--	----	--

事由：日方答復是否承認我國判決及和解筆錄在日效力。

外交部鈞鑒(B、法院囑查案)：鈞部外條二字第09801091960號函奉悉，本處日業字第1338號函副本諒邀鈞察。

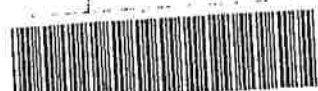
一、鈞部前揭函指示台灣高等法院囑查日本是否承認我國判決及和解筆錄在該國之效力，經洽交流協會獲函轉日方相關機關答復略以：外國法院所作判決在日本有無效力，應由受理各該案件之法院等機關就問題所在之個別案件判斷，爰無法就我國判決及和解筆錄在日本之效力作一般性答復等語。

二、檢呈交流協會復函及本處中譯文如附件，敬祈鑒察賜轉台灣高等法院參處。

駐日本代表處（業務組）

W/A 2423

部 長	政 次	常 次	常 次	主 秘	秘書處	亞太司
亞西司	非洲司	歐洲司	北美司	中南美司	條法司	國組司
新文司	禮賓司	經貿司	總務司	檔資處	電務處	人事處
政風處	會計處	研設會	NGO委員會	法規會	國聯組	外講所
領務局	亞 協	北 協				



外交部總北發電09804479190

総 第 95 号

平成21年8月14日

駐日台北経済文化代表事務所  
業務組長 殿

外24

財団法人交流協  
総務部



台湾の判決と和解調書の日本における効力について（回答）

貴信日業字第1338号に関し、

今般、我が国関連当局より、台湾の判決と和解調書における効力について、  
下記のとおり回答があったので、御連絡いたします。

—記—

1. 我が国における外国裁判所の判決の効力の有無は、それが問題となる個別事件ごとに、当該事件を担当する裁判所等の機関が判断すべきものである。したがって、貴方の照会に係る「判決と和解調書」の我が国における効力について、一般的な回答を示すことはできない。

2. なお、我が国における外国裁判所の判決の効力に関する法律の規定は、別添（民事訴訟法118条、民事執行法24条）のとおりである。

以上





總第 95 号

2009 年 8 月 14 日。

謹致 台北駐日經濟文化代表處業務組長

財團法人交流協會 總務部長

外 24  
在台之判決及和解筆錄於日本之效力（答復）

關於貴處日業字第 1338 號函，謹轉知我相關機關就在台之判決及和解筆錄效力答復如下：

- 一、外國法院所作判決在我國有無效力，應由受理各該案件之法院等機關就問題所在之個別案件判斷，爰無法就貴處所照會關於「判決及和解筆錄」在我國之效力作一般性答復。
- 二、外國法院所作判決在我國之效力相關法律規定，詳如附件（民事訴訟法第 118 條、民事執行法第 24 條）。

以上

外 24

## 民事訴訟法

(平成八年六月二十六日法律第九号)

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九五号

(外国裁判所の確定判決の効力)

第一百八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

\* (二〇〇) [外国判決の執行] 民執二二六・二四 ② [公示送達] 一〇一  
一三 ③民九〇

## 民事執行法

(昭和五十四年三月三十日法律第四号)

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九五号

(外国裁判所の判決の執行判決)

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- 2 執行判決は、裁判の当否を調査しな~~い~~でなければならない。
- 3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第一百八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。
- 4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。〔平八法一一〇号三項改正〕

\* 二二六 ①一九、民訴四 ② [外国判決] 民訴一一八

※相關條文日本代表處暫譯（僅供參考）

## 民事訴訟法

（1996年6月26日法律第一百〇九號）

最終改正：平成2007年6月27日法律第九十五號

（外國法院確定判決之效力）

第一百一十八條 外國法院之確定判決在下列各要件均具備之情況下具有其效力：

- 一 依據法令或條約，外國法院之裁判權受到承認。
- 二 敗訴之被告於訴訟開始，收到必要之傳喚或命令之送達（公示送達等其他相類送達除外。），或雖未收到但已應訴。
- 三 判決內容及訴訟程序不得違反日本之公序良俗。
- 四 有相互保證。

\*（二〇〇）〔外國判決執行〕民執二二六・二四 ②〔公示送達〕一一〇一一

三 ③民九〇

## 民事執行法

（1979年3月30日法律第四號）

最終改正：2007年6月27日法律第九十五號

（外國法院判決之執行判決）

第二十四條 請求關於外國法院判決之執行判決之訴，由管轄債務人之普通裁判籍所在地之地方法院管轄之，無該普通裁判籍時，由管轄請求之目的或得執行扣押之債務人財產所在地之地方法院管轄之。

2 執行判決不得調查裁判之當否。

3 第一項之訴在未證明外國法院之判決已確定之情況下，或不具備民事訴訟法第一百一十八條各號所列要件時，應裁定駁回。

4 於執行判決中須宣告准予以外國法院判決進行強制執行。〔平八法一一〇號第三項修正〕

\*二二六 ①一九、民訴四 ②〔外國判決〕民訴一一八

傳遞方式： 寄送

檔 號：

保存年限：

**副 本**

# 台北駐日經濟文化代表處 函

地 址：日本東京都港區白金台 5-20-2  
電 話：+81-3-3280-7903

受文者：外交部

發文日期：中華民國 98 年 6 月 17 日  
發文字號：日業字第 **1338** 號  
速別：速件  
密等及解密條件或保密期限：  
附件：

主旨：關於貴國是否承認我國判決及和解筆錄在貴國之效力，敬請查照惠復。

說明：我國法院受理案件，認此節有查明之必要，爰請惠予協助，至紉公誼。

正本：財團法人交流協會

~~副本：外交部、台灣高等法院~~



外交部總收文 09802056360

Handwritten mark: 大子

Handwritten number: 9



(和訳)

2009年6月17日

(財)交流協会 御中

台北駐日経済文化代表処

わが国の判決と和解調書の貴国における効力について

1. 貴国はわが国の判決と和解調書の貴国における効力を認めるか否かについて、貴国の関連機関に確認した上、ご返答頂ければ幸甚に存じます。
2. わが国の裁判所より、案件を審理するため、上記のことを確かめる必要があると申し越した所、お取り計い頂きたくご依頼致します。